

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和7年度第3回松阪市都市計画審議会
2. 開 催 日 時	令和8年3月26日(木) 午前10時00分から午前11時00分
3. 開 催 場 所	松阪市役所5階 特別会議室
4. 出席者氏名	<p>(松阪市都市計画審議会委員)</p> <p>三宅 諭、芳賀 信次、 北村 俊治、水谷 晴夫 深田 龍、松本 一孝、 酒井 由美、海住 恒幸 山本 勝之、福島 ひろみ 竹田 正明、竹岡 春俊、 柳瀬 勝久</p> <p>(事務局)</p> <p>副市長 永作 友寛 建設部長 松本 尚久 都市計画課長 大島 威 まちづくり計画係長 中村 雄紀 まちづくり計画係主任 佐奈 千広 まちづくり計画係 山本 昇平 建築開発担当参事 水越 敏</p>
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	な し
7. 担 当	<p>松阪市建設部都市計画課まちづくり計画係</p> <p>TEL 0598-53-4168 FAX 0598-26-9118 e-mail tos.div@city.matsusaka.mie.jp</p>

議事については、別紙のとおり

令和7年度 第3回松阪市都市計画審議会 議事録

日時：令和8年3月26日（木）10時00分～

場所：松阪市役所5階 特別会議室

事務局 (司会)	<p>それでは定刻より少し早いですが、皆様おそろいいただいておりますので、始めさせていただきますと思います。</p> <p>皆様、おはようございます。</p> <p>本日の司会をさせていただきます、都市計画課まちづくり計画係の中村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は大変お忙しい中、当松阪市都市計画審議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の議題につきましては、昨年11月に開催をさせていただきました、第1回、第2回都市計画審議会から引き続きまして、松阪市都市計画マスタープラン（案）等につきましてご審議をお願いしたく、開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それではただいまより、令和7年度第3回松阪市都市計画審議会を開催させていただきます。</p> <p>開会に先立ちまして、副市長の永作よりご挨拶を申し上げます。</p>
副市長	<p>皆さん改めましておはようございます。</p> <p>副市長をさせていただきます永作でございます。</p> <p>日頃は松阪市の都市計画行政に関しまして、ご理解ご協力をいただいておりますことを、この場を借りて御礼申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>本日の審議会ですが、先ほど中村も申し上げました通り、都市計画マスタープランの策定と、立地適正化計画の見直しということで、昨年の11月6日と11月28日の2回、この都市計画審議会を開催させていただきました。</p> <p>委員の皆様からのご意見をいただきまして、修正等を行った計画案ですね、昨年、令和7年の12月12日から、令和8年の1月23日まで各計画に対してパブリックコメント、意見募集を行わせていただきました。</p> <p>パブリックコメントにつきましては各計画案について、たくさんのご意見をお寄せいただいておりますが、本日、そのご意見につきまして、松阪市としての対応を事務局の方から、ご説明をさせていただきます。</p>

	<p>また本日の都市計画審議会では、松阪市の都市計画マスタープラン、あと、立地適正化計画を議案として、諮問をさせていただきまして、ご審議をお願いしたいと思います。</p> <p>いずれの計画も、非常に重要な事項と考えておりますので、委員の皆様、非常に闊達なご議論をいただければと思っております。</p> <p>本日はどうぞよろしくお願ひいたします。</p>
<p>事務局 (司会)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは本日ご出席の委員の方のお名前を紹介させていただきます。</p> <p>(委員の紹介)</p> <p>また、本日皆様のお席に座席表を配付させていただいております。本日の事務局の出席者を示しておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>あと、本日本計画の策定業務委託の受託業者であります、株式会社ランドブレインより平野と松本が出席しております。よろしくお願いいたします。</p> <p>それではお手元の配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>まず、松阪市都市計画審議会事項書、続きまして、松阪市都市計画審議会条例、先ほどご紹介させていただきました、松阪市都市計画審議会委員名簿、続きまして議案第1号松阪市都市計画マスタープラン全体構想(案)、地域別構想(案)、議案第2号、松阪市立地適正化計画(案)、A3用紙サイズのパブリックコメント意見というものを置かせていただいております。最後に、参考資料といたしまして、三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン改定チラシを置かせていただいております。</p> <p>皆さんお手元にお揃いいただいておりますでしょうか。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>本日の資料は以上になります。</p> <p>それでは審議に入ります前に、本審議会は「審議会等の公開に関する指針及び運用方針」「3 会議の公開の基準」に基づきまして、情報公開をして参りたいと思っておりますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>また、同運用方針「8 会議等の結果の公開」による議事録作成のため、録音をさせていただきます。</p> <p>また、各委員様のご発言ご意見につきましては、議事録としてまとめますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>また録音をさせていただくお願ひと同じく、「5 公開の方法等」に基づきまして、会議の傍聴を認めて参りたいと思っておりますが、本日は、一般</p>

	<p>の傍聴の方は無しということで、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは当審議会の会長を三重大学教授の三宅諭様に務めていただいております。</p> <p>ここからは三宅会長にお願いしたいと思います。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>ここから進行を務めていきたいと思います。</p> <p>まず年度末のお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。昨年に都市計画審議会を開催してから、パブリックコメントを実施して、それに対する修正を受けて、今回の案となりました。限られた時間にはなりますが、案に対するパブリックコメントについての市の対応について、またご意見いただきたいと思います。</p> <p>よろしく願いします。</p> <p>では最初に会議の成立についてご報告をお願いします。</p>
事務局 (司会)	<p>本日の出席者につきましては、審議会委員全15名中13名の方に出席いただいております。「松阪市都市計画審議会条例」第6条第1項の規定によりまして、会議は成立しております。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>では、会議は成立しているということで進めて参りたいと思います。</p> <p>本日は基本的には、このA3用紙サイズの資料がベースになっておりますので、これを準備していただければと思います。パブリックコメントの結果とですね、それに対する対応について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (説明)	<p>おはようございます。</p> <p>都市計画課、大島と申します。</p> <p>説明をさせていただきたいと思います。座って説明させていただきます。今回の議案となります、議案第1号、松阪市都市計画マスタープラン(案)、議案第2号松阪市立地適正化計画(案)につきましては、11月6日に第1回松阪市都市計画審議会を開催し、11月28日に開催いたしました第2回松阪市都市計画審議会におきまして、松阪市都市計画マスタープラン全体構想(案)、同じく地域別構想(案)、松阪市立地適正化計画(案)につきまして、委員の皆様にご報告をさせていただき多くの意見をいただきまして、その意見を反映した形で令和7年12月12日から令和8年1月23日までパブリックコメントとして意見募集を行わせていただきました。パブリックコメントの結果でございますが、40件のご意見をいただいております。内訳といたしましては、議案第1号の松阪市都市計画マスタープランに関する意見が、29件、議案第</p>

	<p>2号の松阪市立地適正化計画に関する意見が11件でございます。委員の皆様にはA3用紙サイズの資料におきまして、パブリックコメントの意見と市の見解、そして赤塗りをさせていただいております修正案ということで対応させていただいております。</p> <p>簡単ではございますが前回からの経過のご説明となります。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ということで経過を説明していただきました。意見がたくさん出たようでして、良かったなと感じております。そうは言いながらもそれに対して対応していかなければなりません。この計画書は都市計画決定をするものではないので、法的に硬いものではありません。都市計画決定は一度決定すると修正するのが大変ですが、そうではないものですので、ここに書かれている線一本、エリア一つ、硬く考える必要はないのですが、そうは言っても大きな方針を決めていくこととなります。この場でこういう対応方針でいいのかということをお客様から意見を伺いたいと思っております。都市計画マスタープランと立地適正化計画、それぞれありますので1つずつ順番に対応を説明していただきたいと思っております。</p> <p>まず、議案第1号松阪市都市計画マスタープラン（案）について、事務局からパブリックコメントの意見と修正案の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
事務局 (説明)	<p>はい、それでは議案第1号松阪市都市計画マスタープラン（案）につきまして、松阪市都市計画審議会条例第2条の規定により、諮問をさせていただきます。それではご説明させていただきます。</p> <p>皆さんにお配りさせていただきましたこのA3用紙サイズのパブリックコメントの意見書の方で、左に意見ナンバーということで番号を振らせていただいております。主にこの修正案のところにつきまして、計画書の修正を行っていきたいと考えておりますので、この部分についてご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>まず意見 No. 2に「コミュニティバス利用状況の推移として、松阪市商工政策課出典の表・グラフが掲載されていますが、特にグラフが資料として、以下の点が不適である。市民が理解できるように修正されたい。縦の値が左右で30倍以上違うものを1つにまとめている。12の路線を色分けして表現しているが、そのうち8つの路線はグラフの1マスの中に収まっており、見分けることも変化を読み取ることも困難である。グラフの上位の表によると、阿坂小野線は14200～24800で上下するグラフになるはずであるが、この範囲になく不正確である。」とい</p>

うご指摘でございます。画面の方にパブリックコメント時点のものを表示しております。

こちらの修正案ですが、グラフの30倍というお話につきましては、全路線の利用状況が一目で確認できるよう、この表示をさせていただいているというところになります。ただ、この阿坂小野線につきましては、この線のグラフ自体は非表示になっておりましたので、修正をさせていただきたいと思います。こちらが修正案になっております。以前の方は阿坂小野線が出ておりませんでしたので、表示するよう修正をさせていただきました。

続きまして、意見 No. 3 になります。「(4) 災害の項の文章表現についてということで、洪水浸水想定区域(計画規模)は、・・・予測されており、市街化区域内の河川沿いに一部含まれている。とあるが、河川沿いの一部が含まれている。ではないですか。なぜならば、改良箇所の洪水浸水想定区域の想定最大は、市街化区域内の河川沿いの多くが含まれているとなっています。少なくとも同一の文章表現は、統一した方が望ましいと考えます。このような箇所が他にもありますので公表前にチェックをした上で公表するようにしていただければ幸いです。それとまた本文35から38ページの図表中、市街化区域の範囲が完全に囲まれずに表示する線が途切れているので区域が判別できるよう結合してください。」ということでございます。

これにつきましてはご指摘のP.37の部分について、右の欄の通り修正させていただきます。立地適正化計画P.48についても同様に修正します。市街化区域の線について、鉄道や道路と重なっている部分の表示が消えておりますので、ご指摘のページ以外の部分も含めて修正いたします。

修正前：・・・市街化区域内の河川沿いに一部含まれている。

修正後：・・・市街化区域内の河川沿いの一部が含まれている。

と修正をさせていただきます。

続きまして、意見No.4、マスタープラン全体構想の54ページのところになります。「1-6 都市づくりの課題(2)土地利用について、「②人口減少の到来に向けた適切・・・」とあるが、人口減少傾向は今日でも既成の事実であり、「到来に向けた」という表現は、どういう意味ですか?人口減少がこれから来る印象が強いです。」ということです。

松阪市の見解といたしましては、ご指摘の通り、本市における人口減

少は既に進行している状況であることから、右の欄の通り修正いたします。

修正前：人口減少社会の到来に向けた適切な市街地の確保等

修正後：人口減少社会に対応した適切な市街地の確保等

に修正をさせていただきたいと思います。

続きまして意見No.5になります。都市マス全体構想の111ページになります。「第5章、計画の推進、5-3計画の進行管理と見直しについて、このテーマは極めて重要と考えますが、誰がいつどのタイミングで、どのような具体的な手法で進行管理を行い、どのような事態になったときに見直すという手法を取られるのか。具体的に頭出しだけでも記載していただけるとありがたい。」ということでございました。

市の見解といたしまして、進行管理について、本計画の見直しを行う際には、完了しているものや継続中のもの、更新が必要なものなどについて整理を行いますが、本計画は各事業・施策等における全体的な方向性を示すという性質のものであり、個々の事業のスケジュールや事業の進捗などはそれぞれの個別計画等にて管理されるものとなります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

修正案といたしまして、「本計画は、2045（令和27）年を目標年次、2035（令和17）年を計画年次とした計画であるが、計画期間内において、関連する法制度が改正された場合、社会情勢等に大きな変化がみられた場合、総合計画や各種行政計画等の見直しと整合を図る必要が生じた場合などにおいて、必要に応じて本計画の見直しを行う。」ということで、修正をさせていただきたいと思います。

続きまして6ページの意見 No. 17になります。「〇河川・下水道の方針 ■河川の整備について、「二級河川三渡川については・・・河川の土砂撤去などの取組を促進する。」とあるが、これを改めて、「二級河川三渡川については、・・・河川整備の促進は元より、河川の土砂撤去などの取組を促進する。」という表現に是非見直して頂きたい。つまりP.54の◎嬉野東部地域に係る図中には、「三渡川の整備促進」と明記されており、現在三重県にて事業が継続中であるため、「本文P.52」の文言と矛盾しているため図中表記の「三渡川の整備促進」と整合性を図る必要があると考えます。」というご意見でした。

見解については、三渡川については河川整備計画が平成20年に策定されておりますが、近年の気候変動への対応等のため、見直しに向けた

検討が三重県で進められております。このことから、見直し後の新たな計画による今後の整備等を踏まえて、右の欄の通り修正させていただきます。

修正前：二級河川三渡川については、流下能力の維持・向上に向けて、河川の土砂撤去などの取組を促進する。

修正後：二級河川三渡川については、流下能力の維持・向上に向けて、河川整備計画に基づく整備や河川の土砂撤去などの取組を促進する。

との修正案にさせていただきます。

続きまして、こちら意見の修正等ではございませんが、意見 No. 19 と意見 No. 20 につきまして太陽光発電に伴う意見が出て参りました。この中で、参考資料として付けさせて頂いたものを見て頂ければと思います。

まず意見 No. 19 は、「太陽光発電建設の適正な導入・管理・・・地域住民への説明会等を・・・とあります。地域住民が説明会を聴いても、専門的な知識を有する者はほとんどなく、一方的な説明に終始し後日問題が発生しています（排水、計画除外地への通路がなくなる等）。このことから、専門的なアドバイス制度の構築が必要と思われます。非常に困難なことです。近傍では、数年後排水対策で地元の泣き寝入り状況となっています。」それと同様に意見 No. 20 については、「③地域環境等に関する方針 ○自然環境の方針 ■太陽光発電施設の適正な導入・管理について、「太陽光発電施設及び周辺・・・」「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」に基づき適正な・・・（地域住民への説明会等）を事業者に求める。」とあるが、当該ガイドラインによると、出力50kW以上が対象で、50kW未満は対象外であるため、周辺環境への配慮にも市の責務があるという観点から、50kW未満の施設に対しても市の責務を果たすべきと考えますが如何ですか？例えば、50kW未満の低圧施設として2箇所以上複数に分けて、事業者（申請者）を替えながら設置すれば、当該ガイドラインの適用外の扱いで複数の施設設置が可能となると考えます。つまり、50kWの太陽光発電は事業用として有力な選択肢であるが、50kW未満の小規模なものとは法的な管理義務や手続きが大きく変わる点に着眼して頂き、市独自で指導要綱等を定め適正に対処しないと無責任な環境破壊に繋がると考えます。したがって、大変失礼ではあるが三重県が定めたガイドラインでは環境の保全を達成できないので、表示されている事項はあくまで

も一つの目安と捉えて頂いた上で、“市民にとってどうしたら環境保全に結びつくのかを踏まえた文言”に改めるべきと考えます。」

こちらの意見に関しての見解は、現在、三重県では「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」の改定を進め、令和8年4月1日の施行を予定しております。それについてが参考資料のチラシとなります。改正案では、現行ガイドラインの適応対象施設に非FIT／非FIPの追加、出力規模（下限）の拡大を行い10kW以上、50kW未満の施設の追加が盛り込まれました。これにより、出力規模に応じた説明会の開催または事前周知措置が義務化されるほか住民への説明・事前周知の範囲が定められます。松阪市においては、市内に太陽光発電施設を設置しようとする事業者に対し、関係法令、条例の規定に基づく手続きや住民からの相談への対応、地域住民とのコミュニケーション等についての助言を行っております。また、地域の実情を踏まえ、必要に応じて事業者に対し、助言や説明を求め参りますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

こちらは4月1日からの改正事項になります。50kW未満ということで、10kW以上も対象となりました。一般家庭での太陽光発電の出力が、出力にもよりますが約5kW以上となります。一般家庭でも大きな規模になると届け出の対象となりますので地域住民の方にも周知して頂くという見解になります。これについては修正案ではなく周知という事で説明をさせて頂きました。

続きまして意見 No. 22になります。都市計画マスタープランの地域別構想の54ページとなります。「地域別まちづくり構想◎嬉野東部地域について、図中に(都)算所宮古線という固有名詞が記載されていないので是非記載してください。」

ご意見を踏まえて、「(都)算所宮古線」を図中に追記させていただくという修正案になります。

続きまして10ページになります。意見 No. 28になります。地域別構想の66ページとなります。「その割合は約54%」何の割合か、またこの割合を出すことで何を伝えたいのか分からない。2025年の数字が出ているのに、なぜ最新の数字で検証しないのか。例えば、2020年と2025年を比較すると高齢化率は44.1%から55.8%に増加しており、逆に生産年齢人口の割合は47.1%から38.4%に減少している。などと検証した方が、急激に高齢化している地域の課題が見え

	<p>やすくなるのではないか。」というご意見をいただきました。</p> <p>見解につきまして市全体で高齢化が進んでおりますが、地域によってもその割合には差があることから、各地域での令和2年（2020年）時点の老年人口の割合を示しております。しかしながら意図が分かりにくい表現となっておりますので、右の欄の通り文章を修正させていただきます。また他の地域も同様に修正いたします。</p> <p>次に2025年のデータの件についてですが、平成22年と令和2年は国勢調査の人口であるのに対して、令和7年は住民基本台帳上の人口を掲載しています。国勢調査の現時点の最新が令和2年であることから、参考値として令和7年の住民基本台帳の人口を掲載しておりますが、国勢調査とは集計基準等が異なるため、人口推移の検証としては国勢調査に対して行っております。この件についてはグラフの下に注釈の文言を入れておりますが、棒グラフの令和7年のところへも「※」を入れ「令和7年※」として修正させていただきます。またほかの地域も同様に修正いたします。</p> <p>修正前：年齢3区分別人口をみると、特に生産年齢人口の減少が著しく2010（平成22）年から10年間で792人減少し、老年人口は223人減少でその割合は約54％となっている。</p> <p>修正後：年齢3区分別人口をみると、特に生産年齢人口の減少が著しく2010（平成22）年から10年間で792人減少し、老年人口は223人減少している。その老年人口の割合は約54％で市全体での割合（約30％）より約24％高くなっている。</p> <p>という表現を修正案とさせていただきます。</p> <p>第1号議案についてはパブリックコメントの意見について市の見解として出ささせていただいた修正案ということになります。1号議案については以上となります。</p>
<p>会長</p>	<p>ご説明ありがとうございました。</p> <p>パブリックコメントでいただいている都市計画マスタープランの修正案についてのみ、ご説明をしていただきました。それでは、委員の皆様、ご意見はいかがでしょうか。意見がないようでしたら、議案第1号の松阪市都市計画マスタープラン（案）については提案どおりで進めていきたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、続いて議案第2号松阪市立地適正化計画（案）についてご</p>

	説明をお願いします。
事務局 (説明)	<p>それでは、議案第2号松阪市立地適正化計画（案）につきまして、都市再生特別措置法第81条第22項、及び同法第84条第2項の規定により諮問させていただきます。それではご説明をさせていただきます。立地適正化計画の意見の内容につきまして、先ほどの続きのページからとなります。意見 No. 30からになります。</p> <p>立地適正化計画の29ページの「地域公共交通の利用実態」として表が掲載されている中に利用目的が記載されているが「通勤・通学」がまったく見られない。生産年齢の市民の感覚としては非常に違和感を感じるが調査の前提条件が何かあるのか。それとも松阪市では通勤・通学の目的で鉄道・バスを含めた地域公共交通を利用する市民はほぼ皆無なのか。」</p> <p>これに関しては、本アンケートは松阪市内在住の65歳以上の高齢者を対象に実施しているもののため、このようなアンケート結果となっております。頂戴したご意見を踏まえて、調査対象者を追記させていただきます。</p> <p>修正前：「地域公共交通に関するアンケート調査」2021（令和3）年11月より</p> <p>修正後：「地域公共交通に関する市民（高齢者）アンケート調査」2021（令和3）年11月より</p> <p>※調査対象者：松阪市内在住の65歳以上の高齢者</p> <p>続きまして、11ページの意見 No. 34になります。「第4章 居住誘導区域図中、市街化区域の範囲が完全に囲まれずに表示する線が途切れているので、区域が判別できるよう結合してください。」</p> <p>意見 No. 3と同じになりますが、市街化区域の線について、鉄道や道路と重なっている部分の表示が消えておりますので、ご指摘のページ以外の部分も含めて修正いたします。</p> <p>続きまして意見 No. 35になります。79ページの「第5章 都市機能誘導区域・誘導施設について、図右上の枠内表示の鉄道駅800m圏域とは、都市機能誘導区域のことですか？また、図右下の枠内表示の凡例として、■誘導施設：・駅西地区複合施設・病院（二次救急医療機関）・中規模店舗・銀行・信金等（本店）・市庁舎 etc. とあるが、図面上に何一つ表示されていませぬので各誘導施設を表示すべきではありませんか？面的な色の区分けは、多分、市街化区域の用途図と思われるが、その色</p>

分けの凡例を掲示してください。また、青線(瓢筆の形で囲んだ線)と緑線は、何を目的としたものかも掲示してください。全体的に分かりづらいです。このような図表では、市民に対して、「第5章都市機能誘導区域・誘導施設を説明したことにはならないと思いますが如何ですか？」というご意見となります。

それに対する見解としては、都市機能誘導区域については地図の緑色の線の範囲で示しており、また図上の青線は都市機能誘導区域を設定する上での目安として、駅からの一定距離の範囲を図示しております。ご意見の都市機能誘導施設の位置についてですが、こちらの図では都市機能誘導区域の設定の根拠や考え方を示しているため、誘導施設の位置については図示しておりません。ご理解のほどよろしく願います。なお、鉄道駅からの圏域の距離について、図では800mとなっておりますが正しくは1000mですので図を修正いたします。

続きまして13ページの意見 No. 37になります。立地適正化計画の111ページについて「第8章 防災指針 2 防災上の課題の抽出について、左上の文章中、「災害リスク・・・下記のような・・・課題を抽出する。」とあるが、「下記のような」とは、左下の枠で囲まれた内容なのか？「下記」とは何を指すのか？「図表で示すような」ではないのか？

つまり、「下記」は適切で無いと思われまので、今一度、整理して頂きたい。また、図面表示のそれぞれの吹き出し枠内に【⑥】【⑦】【③】【⑤】【①】【④】【⑧】【⑨】の丸数字は、何を意味していますか？」という意見でございます。

見解といたしましては、本パブリックコメント実施前に各地域にて概要を説明させていただいた際の資料では、ご意見をいただいた文言の記載をしておりますが、立地適正化計画の計画書本編ではこのような記載はしておりません。また吹き出しの【①】、【②】などについては、本計画(P.109、P.110)の「調査・分析の結果」の欄と連動しているためこのように記載をしておりますが、全体的に意図が分かりにくい表現となっていることから、下記の通り修正いたします。

・P.109～P.111 図と表の順番(ページ)を入れ替え、表を先とします。

・P.109表の上に以下の説明の文言を追記します。

「都市計画区域内の各地区において、分析の視点(「A建物等の浸水、損壊・倒壊の可能性」、「B避難所の活用が困難」、「C緊急輸送が困難(道

路寸断)」、「D自宅長期避難が困難) 別に整理する。」

・ P. 111 図の上に以下の文言を追記します。

「前述の防災上の課題の箇所について、下図の通り整理を行う。」

※「【①】～【⑨】の番号は P109、P110の「調査・分析の結果」に対応している」

・ P. 111 図上の文言について、右欄の通り修正します。

・ P. 112 図上の文言について、右欄の通り修正します。

P. 111

カッコ内【①】

修正前：災害リスクの高い区域において人口密度が高い

修正後：人口密度が高いエリアにおいて、災害リスクが高い区域がみられる

カッコ内【⑧】

修正前：災害リスクの高い区域において人口密度が高く、洪水による3.0m以上の浸水のおそれ

修正後：人口密度が高いエリアにおいて災害リスクが高い区域がみられ、洪水による3.0m以上の浸水のおそれ

カッコ内【⑨】

修正前：災害リスクの高い区域において人口密度が高い区域がみられ、洪水による3.0m以上の浸水のおそれ

修正後：人口密度が高いエリアにおいて災害リスクの高い区域がみられ、洪水による3.0m以上の浸水のおそれ

P. 112

修正前：【参考】防災上の課題の抽出（詳細）

修正後：【参考】防災上の課題の箇所について、次の通り詳細に示す。

続きまして、最後となり意見 No. 38となります。122ページについて、「4 具体的な施策及びロードマップについて、左側の表中、項目ハード対策 取組として①河川等の整備には、7つに区別した取組が明示

	<p>されていますが、中原地区全住民が切望している「三渡川の河川改修、河道掘削」が欠落していますので、是非とも“三渡川”にかかるスペースを入れ込んで頂きたいのでよろしくご配慮のほどお願い申し上げます。」とのことで意見をいただいております。</p> <p>近年の気候変動への対応等のため、三渡川では河川整備計画の見直しに向けた検討が三重県の方で進められておりますので、見直し後の新たな計画による今後の整備等を踏まえて、「①河川等の整備」内に「三渡川の河川改修・河道掘削」を追記いたします。</p> <p>松阪市立地適正化計画案につきましての意見に対する松阪市の見解は以上となります。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>パブリックコメントに対する松阪市立地適正化計画案の見解及び修正案を説明していただきました。</p> <p>では今からご意見などがあればお願いします。</p> <p>いかかでしょうか。</p>
委員	<p>1つだけよろしいですか。</p> <p>浸水とか高潮などいろいろな図があります。立地適正化計画の111ページから118ページの各地図について、丁寧に色分けなどをしてもらってありますが、その範囲に入っている地域の人には理解できると思います。でも全くの部外者からすると松阪市全体が分からないと、どここの事か分からないと思います。それなので地図のページに何々地区などと記載しておいた方が松阪市全体の地区の人が分かると思います。そのようにした方が松阪市の浸水などの状況を理解できると思いますという提案になります。</p> <p>例えば、地図の下に1行程度の地区名称など記載するのはどうでしょうか。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>仰る通りですね、それは事務局で対応して頂ければと思います。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p>
事務局 (説明)	<p>111ページからの地図の件に関して、対応した表が109から110ページとなります。都市計画区域の松阪市周辺、伊勢中川駅周辺、三雲地域、櫛田駅周辺、射和地区、都市計画区域外と書かせて頂いております。その表現を使用して111ページ以降の地図の下に記載して修正をさせていただきます。</p>

<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。その他いかがでしょうか。</p> <p>よろしければ、この議案第2号についても、文言の追記・修正ぐらいのことであるので、この議案についても問題なく承認するということがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございます、本日の議事は以上になります。</p> <p>議案とは関係ないのですが、都市計画マスタープランの方で太陽光発電施設の話が出ていました。太陽光は色々な所で問題になっております。以前に設置時のみ対象とするだけでなく今後をどうするかを考えた場合、きちんと条例を作るのが良いとお話しさせて頂いたことがあります。法的にはどうこうという話ではありませんが、条例は自治体の議会で決めるものなので、その条例に反することは中々できないと思います。そういった事を考えるのも良いのかなと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>それに関して議案と全然関係ないのですが、太陽光発電に関して設置するまでの問題は書かれています。しかし、極端な話ですが、設置の際に住民から物凄く反対があったが押し切って設置された太陽光に関して、それでも発電された電気を事業者が買うということになっているのか知りたいです。ただ発電された電気を買うだけで、設置するまでに反対があった等の経緯とかは一切関知しませんという事なのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>申し訳ありません。電力買取会社側の部分であります。そこまでの仕組みについては市でも把握しておりません。</p>
<p>委員</p>	<p>太陽光の設置後に草が覆い茂った場合、地権者など所有者を知りたいとなっても電力会社は教えることはできないと回答されます。知りたい状況になったとしても回答を貰えないという事で困ることがあるので知りたいです。</p>
<p>会長</p>	<p>おそらく定額で発電した電気をいくらで買いますというものだと思います。実際にいくらで購入するなどの仕組みまでは分かりませんが、その辺りについて事務局(受託業者)はいかがでしょうか。</p>
<p>事務局 (受託業者)</p>	<p>はい、計量電気について、いわゆるFIT売電をされている場合、松阪市の場合は中部電力が購入をされていますので、正当な手続きを踏まれていると思います。ただ、容量によりますが中部電力は大きい組織なので、電気を買う部署や技術的な部署で分かれています。よほど大きな買電であればわかりませんが、あまり大きくない容量だと経緯などの部分は見られていないと思っております。</p>
<p>委員</p>	<p>わかりました。電気ができましたから買いましょうという仕様は良い</p>

	<p>と思います。その点ではなくて道徳的な部分になると思いますが、買う側は責任など伴わないということになるのですね。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>審議会に諮問されました議案については以上となります。</p> <p>議案第1号と同様に、審議会といたしまして、市長に答申を出しますが、議案第2号「松阪市立地適正化計画(案)」の答申書につきましては審議の結果、原案のとおりと答申します。</p> <p>それでは、本日の都市計画審議会を終了させていただきます。進行を事務局へ返させていただきます。</p>
<p>事務局 (司会)</p>	<p>ありがとうございます。本日は長時間にわたりましてありがとうございます。閉会にあたりまして、建設部長の松本よりご挨拶を申し上げます。</p>
<p>松本部長</p>	<p>委員の皆さま、本日は長時間にわたり、都市計画審議会にご出席いただき、誠にありがとうございました。また、議題である「都市計画マスタープラン及び立地適正化計画」に関しまして、熱心なご審議を賜り、心より感謝申し上げます。</p> <p>本日の審議会では、今年度第1回、第2回の都市計画審議会での議論を経た各計画の案について、パブリックコメントでいただいたご意見を踏まえた内容について議論いただきましたが、最終的に「異議なし」のご答申をいただくことができました。この結果をもとに、地域の皆さまにとって、より効果的な計画を進めていくための重要な一歩を踏み出せることを大変心強く感じております。</p> <p>都市計画法に基づく都市計画マスタープランの策定にあたっては、地域の特性を考慮することが大変重要であると思っております。その上で、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画において居住誘導区域や都市機能誘導区域を設定し、コンパクトで効率的な都市構造を目指すことは、これからの地方都市が直面する人口減少や少子高齢化、財政制約といった課題への対応として欠かせない取り組みであると考えます。</p> <p>今後は、策定された都市計画マスタープラン、立地適正化計画を地域社会と共有し、また各種関連計画、事業を通じて具体的な取り組みへと進めていくこととなります。</p> <p>最後に、本審議会における皆さまのご尽力に改めて感謝するとともに、委員の皆さまには、今後とも都市計画行政について、引き続きご助力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日は誠にありがとうございました。</p>

事務局 (司会)	それでは以上をもちまして、令和7年度第3回松阪市都市計画審議会を終了いたします。今回の都市計画審議会におきましても、議事録の作成を行いまして公表して参ります。議事録の確認につきましては、三宅会長の方に一任させていただくことについてご了承をお願いいたします。本日はありがとうございました。どうかお気をつけてお帰りください。
-------------	--